

業務委託契約書

収 入 単 位	
1万円未満	1,000円
10万円以下	2,000円
50万円以下	4,000円
100万円以下	7,000円
500万円以下	20,000円
1,000万円以下	30,000円
5,000万円以下	50,000円
1億円以下	80,000円
5億円以下	120,000円
10億円以下	200,000円
50億円以下	400,000円
100億円以下	600,000円
1000万円を超えるもの	800,000円
1億円を超えるもの	1,000,000円
1億円を超えるもの	1,000,000円

- 1 委託業務の名称 令和2年度手賀沼流域協働調査事業
- 2 履 行 期 限 令和3年3月31日
- 3 業 務 委 託 料 金 円
(うち消費税額及び地方消費税額 円)
- 4 契 約 保 証 金 千葉県財務規則第99条の規定による

上記の業務委託について、発注者 手賀沼水環境保全協議会 と 受注者
とは、別添の条項によって委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行
するものとする。

この契約の証として本書2通を作成し、発注者及び受注者が記名押印のうえ、各自1通
を保有する。

令和2年 月 日

発注者 住 所 千葉市中央区市場町1番1号
氏 名 手賀沼水環境保全協議会
会長 千葉県知事 鈴木 栄治

受注者 住 所
氏 名

(総 則)

第1条 受注者は、別冊「仕様書」に基づき、頭書の業務委託料（以下「業務委託料」という。）をもって頭書の履行期限（以下「履行期限」という。）までに頭書の委託業務（以下「委託業務」という。）を完了しなければならない。

2 前項の「仕様書」に明記されていない仕様があるときは、発注者と受注者とが協議して定める。

(業務主任技術者)

第2条 受注者は、業務の履行について技術上の管理をつかさどる業務主任技術者（当該業務に関し、主として指揮・監督を行う者。）を定め、発注者に通知するものとする。

(業務工程表)

第3条 受注者は、契約締結の際業務工程表を作成し、発注者に提出しなければならない。

2 発注者は業務工程表を遅滞なく審査し、不適当と認められる場合は受注者と協議するものとする。

(契約の保証)

第4条 受注者は、この契約の締結と同時に、次の各号の一に掲げる保証を付さなければならない。

ただし、第5号の場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を発注者に寄託しなければならない。

(1) 契約保証金の納付

(2) 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供

(3) この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行、発注者が確実に認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。以下同じ。）の保証

(4) この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証

(5) この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結

2 前項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額（第4項において「保証の額」という。）は、請負代金額の10分の1以上としなければならない。

3 第1項の規定により、受注者が同項第2号又は第3号に掲げる保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第4号又は第5号に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。

4 請負代金額の変更があった場合には、保証の額が変更後の請負代金額の10分の1に達するまで、発注者は、保証の額の増額を請求することができ、受注者は、保証の額の減額を請求することができる。

(権利義務の譲渡等)

第5条 受注者は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継してはならない。ただし、書面により発注者の承諾を得たときはこの限りでない。

2 発注者は、この契約の成果（以下「成果品」という。）を自由に使用し、又はこれを使用するにあたり、その内容等を変更することができる。

(一括再委託等の禁止)

第6条 受注者は、業務の全部を一括して、又は発注者が設計図書において指定した主たる部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

2 受注者は、前項の主たる部分のほか、発注者が設計図書において指定した部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

3 受注者は、業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ、発注者の承諾を得なければならない。ただし、発注者が設計図書において指定した軽微な部分を委任し、又は請け負わせようとするときは、この限りでない。

4 発注者は、受注者に対して、業務の一部を委任し、又は請け負わせた者の商号又は名称その他必要な事項の通知を請求することができる。

(委託業務の調査等)

第7条 発注者は、必要と認めるときは受注者に対して委託業務の処理状況につき調査し、又は報告を求めることができる。

(委託業務内容の変更等)

第8条 発注者は、必要がある場合には委託業務の内容を変更し、又は委託業務を一時中止することができる。この場合において業務委託料又は履行期限を変更する必要があるときは、発注者と受注者が協議して書面によりこれを定める。

2 前項の場合において、受注者が損害を受けたときは発注者はその損害を賠償しなければならない。賠償額は発注者と受注者とが協議して定める。

(期限の延長)

第9条 受注者は、その責に帰することができない理由により、履行期限までに委託業務を完了することができないことが明らかとなったときは、発注者に対して遅滞なくその理由を付して履行期限の延長を求めることができる。ただし、その延長日数は発注者と受注者とが協議して定める。

2 発注者は、前項の規定による請求があった場合において、必要があると認められるときには、履行期限を延長しなければならない。発注者は、その履行期限の延長が発注者の責めに帰すべき事由による場合においては、業務委託料について必要と認められる変更を行い、又は受注者に損害を及ぼしたときには必要な費用を負担しなければならない。

(損害のために必要を生じた経費の負担)

第10条 委託業務の処理に関し発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。）のために必要を生じた経費は受注者が負担するものとする。ただし、その損害が発注者の責に帰する理由による場合において、その損害のために必要を生じた経費は発注者が負担するものとし、その額は発注者と受注者とが協議して定める。

(履行遅滞の場合における延滞金)

第11条 受注者の責に帰する理由により履行期限までに委託業務を完了することができない場合において、履行期限後に完了する見込みがあると認めるときは発注者は延滞金を徴収して履行期限を延長することができる。

2 前項の延滞金は、業務委託料に対して延長日数に応じ、この契約の締結の日における千葉県財務規則（昭和39年千葉県規則第13号の2）第120条第1項に規定する違約金の率に準じた率で計算した金額とする。

3 発注者の責に帰する理由により第12条の規定による業務委託料の支払いが遅れた場合には、遅延の日数に応じ、受注者は未受領金額にこの契約の締結の日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定により財務大臣が決定する率に準じた率で計算した遅滞利息の支払いを発注者に請求することができる。

（検査及び引渡し）

第12条 受注者は、委託業務を完了したときは遅滞なく発注者に対して業務完了報告書を提出しなければならない。

2 発注者は前項の業務完了報告書を受領したときは、その日から10日以内に完了した委託業務が本契約の内容に適合するものであるかどうか検査を行わなければならない。

（委託料の支払い）

第13条 受注者は、前条の規定による検査に合格したときは、発注者に対して業務委託料の支払いを請求するものとする。

2 発注者は前項の支払請求があったときはその日から30日以内に支払わなければならない。

（契約不適合責任）

第14条 発注者は、引き渡された成果物が種類、品質又は数量に関して本契約の内容に適合しない（以下、「契約不適合」という。）ときは、受注者に対して相当の期間を定めて催告し、その契約不適合の修補、代替物の引渡し又は不足分の引渡しによる履行の追完をさせることができる。

2 受注者が前項の期間内に履行の追完をしないときは、発注者は、その不適合の程度に応じて業務委託料の減額を請求することができる。

3 発注者が種類又は品質に関する契約不適合を知った時から1年以内にその旨を受注者に通知しないときは、発注者はその不適合を理由として第1項に規定する追完請求及び前項に規定する代金減額請求をすることができない。ただし、受注者が引渡しの時にその不適合を知り、又は重大な過失によって知らなかったときは、この限りでない。

（催告による解除）

第15条 受注者が本契約の期間内に履行をしないとき、発注者は相当の期間を定めて履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、発注者は、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がその契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

（催告によらない解除）

第16条 次の各号のいずれかに該当するときは、発注者は、受注者に対する催告をすることなく、この契約を解除することができる。

（1）債務の全部の履行が不能であるとき。

（2）受注者が債務の全部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(3) 債務の一部の履行が不能である場合又は受注者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみで本契約の目的を達成できないとき。

(4) 債務の全部の履行をする見込みがないことが明らかであるとき。

(5) 債務の一部しか履行する見込みがないことが明らかであり、かつ、一部の債務の履行では契約の目的を達することができないとき。

(6) 検査に際し、方法を問わず受注者が発注者の職務執行を妨げたとき。

(7) 受注者の行為に詐欺その他不正の行為があるとき。

(8) 受注者が発注者に重大な損害を与えたとき。

(9) 受注者から本契約の解除の申し入れがあったとき。

(10) 本契約の履行に当たり、法令の規定による必要な許可又は認可等を失ったとき。

(11) その他受注者が本契約に違反したとき。

2 債務の不履行が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は、前条及び前項の規定による契約の解除をすることができない。

(違 約 金)

第17条 第15条及び第16条1項の規定により発注者が契約を解除したときは、受注者は、業務委託料の10分の1に相当する金額を違約金として発注者の指定する期限までに納付しなければならない。

ただし、受注者の責めに帰すべき事由がないときは、この限りでない。

(秘密の保持等)

第18条 受注者は、委託業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

2 受注者は、成果品（受託業務の履行過程において得られた記録等を含む。）を他人に閲覧させ、複写させ、又は譲渡してはならない。ただし、発注者の承認を得たときは、この限りでない。

(データの保護)

第19条 受注者は、この契約による事務を処理するためのデータの取扱いについては、別記「データ保護及び管理に関する特記仕様書」を守らなければならない。

(個人情報の保護)

第20条 受注者は、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。

(談合等及び暴力団等排除に係る契約解除と損害賠償に関する特約条項)

第21条 受注者に談合その他不正行為があったときは、別添「談合等及び暴力団等排除に係る契約解除と損害賠償に関する特約条項」によるものとする。

(法令遵守)

第22条 受注者は、業務の実施に当たり、関係諸法令を遵守しなければならない。

(補 則)

第23条 この契約に定めない事項又はこの契約について疑義が生じた事項については、必要に応じて発注者と受注者が協議して定めるものとする。